

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤の強化の基本方針

九十九里町（以下「町」という。）の豊かな自然を活かし、今以上の生産力を確保しながら、意欲ある農家はその力を存分に発揮し、「自然と調和した未来に躍進する農業」確立を目指します。また、集落・地域の話し合いによる「地域計画」を推進するとともに、その実行により、農地集積や新規就農、経営継承を促し、農業の体質強化を推進します。さらに今後さらなる増加が懸念される耕作放棄地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、その発生防止と農用地としての効率的な利用を目指します。

- (1) うるおいとやすらぎのある快適な生活のできる農村環境の整備
- (2) 生産性の高い土地利用型農業の展開のための農業生産基盤の整備
- (3) 技術や経営能力に優れた経営体の育成・指導
- (4) 安全で消費者ニーズに応えた、農畜産物の生産及び流通の安定
- (5) 高所得で、職業として「魅力のある農業」の推進及び経営の安定
- (6) 環境にやさしい農業の推進

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 農業構造の動向と今後の見通し

町は、千葉県の中央地域の東側、九十九里浜のほぼ中央に位置し、都心から60kmと比較的近距离にある。九十九里平野特有の平坦な地勢と温暖な気候を活かした水稻、施設野菜及び露地野菜を中心とする都市近郊型農業の盛んな地域である。

農業経営体数は、平成22年には378経営体であったが、令和2年には249経営体と減少しており、中でも農業従事者の高齢化、後継者不足などが顕著であり、今後もこの減少傾向は続くものと推測される。

千葉東金道路、東金九十九里有料道路、広域農道の整備等交通の利便性の向上が図られ、首都圏の一員としての立地条件を活かした食料・生鮮野菜供給基地化や、雄大な九十九里浜の自然と内陸部の豊かな水や、緑の連携による観光農業の展開など恵まれた自然環境の活用と保全により九十九里農業の創出が図られるものと考えられる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

激しく変動する社会環境の中で、本町農業が持続的に発展するために、職業

として魅力のある農業の確立が必要である。

このため、次の3点を効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標とする。

ア 他産業と比べ遜色のない労働時間と報酬が得られる農業の確立

イ 若い人が自発的な意思で、希望を持って取り組める農業の確立

ウ 労働環境と生活環境が快適に整備されている農業の確立

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

本町の農業を担う経営体は、夫婦・親子等からなる『個別経営体』、地域及び集落等の全体又は一部の農家が協力して農業を営む『組織経営体』等の大きく2種程度の経営に分化すると見込まれる。

このため職業としての農業の確立及び農業経営と生活の分離を推進する。定期的な休日の取得、月給制、1日8時間労働の実現に加え、退職年金制度や社会保険の導入された経営体の育成を目指す。

具体的な育成目標としては、主たる従事者一人当たり

- ★ 年間農業所得・・・520万円程度
- ★ 年間労働時間・・・1,800時間～2,000時間程度とし、さらに定期休暇・臨時休暇を取得できる経営を育成目標とする。

ア 個別経営体の育成方向

地域農業の担い手となれるような規模拡大経営体を目指す。そのため家族労力を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、必要に応じて雇用労働力を入れ、他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者一人当たり1,800～2,000時間程度）を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者一人当たり520万円程度）を確保しうる経営体の育成を目指す。

このため、認定農業者制度の利用を積極的に推進し、農業関連の制度資金等も十分活用して農業経営の活性化を図るとともに、財務管理の強化と雇用賃はもとより、家族労働力に対しても給与を払うなど家計と農業経営を分離させた農業経営に努め、必要によっては法人化するように指導する。

イ 組織経営体の育成方向

大規模個別経営体や中核の担い手を核とする、地域農業者を構成員としてその組織化を図りながら、生産性の高い農業形態を確立し組織経営体として育成

を目指す。

特に、水稻を中心とする組織経営体の育成については、集落単位若しくは農業用水系統の小単位ごとに組織化を推進するのが望ましいものと考えられる。推進体制としては、農業事務所を中心に農業協同組合、農業関係団体と連携を保ちながら推進を展開し普及に努める。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は農業協同組合、農業事務所等が十分なる相互の連携の下で適切な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導団体が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行なうこと等により、各々の農業経営改善計画の主体的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農地銀行活動を一層活発化し、農地最適化推進員による掘り起こし活動を強化し、農地の貸し手と借り手に係わる情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用が行われるよう土地利用調整を町内全域で展開して集団化し、連坦化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるように努める。

更にこのような農地賃借による経営規模の拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地賃借の促進と農作業受託の促進が一对となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所の指導の下に既存施設園芸の作型改善、優良品種の導入による高収益化や新規作物の導入を促進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占め

るものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレータの育成受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業事務所の協力を受けて農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等を行う。特に規模拡大農業経営を目指す農業者には、適切な資金計画のもと施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和4年の新規就農者は1人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があるため、法第14条の4の規定による青年就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）となるよう確保と育成に努める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ本町においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者一人当たりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで決め細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術、経営面については農業事務所、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

（1）優良農地を確保するための基本的な方向

優良農地の保全・確保は、町農業の維持・発展を図るために必要不可欠である。このため、優良農地を集团的に保全するという基本方針のもとに、農業経営体が意欲をもって農業に取り組めるよう、無秩序な土地利用を防止するとともに、地域の実情に応じた農業上保全すべき農地の区域を明確化にし、優良農地の確保を図る。

（2）土地整備基盤の現状と基本的な方向

ア 豊海地域

当地域は、粟生土地改良地域を除いて昭和36年から43年にかけて348.5haを受益地として団体営事業により土地改良事業が実施された。

しかし、区画が10aと狭く、用水の絶対量の不足、用排水施設の老朽化が顕著である。このため、湿田状態のほ場を改善し、併せて用排水施設の整

備を実施して用排水管理の合理化を推進し、大規模経営の条件整備を図る。

イ 片貝地域

当地域は、昭和36年から43年にかけて団体営事業により20a区画のほ場整備が実施した。

しかし、近年農地の宅地化の進行により、農業排水路への生活雑排水の流入など生産条件に多少影響を与えている。また、地域内を南北に流れる浜川が幹線排水路の役割を果たしているが地盤沈下や宅地開発に伴う流入量の増大等により農産物への度重なる湛水被害が生じている。

農業用水の絶対量の不足を補うため、排水路に地下水止めを施しておりその結果地下水位の上昇を招き、湿田状態となっている水田がほとんどである。

このため平成3年度から浜川湛水防除事業により、排水機械場及び支線排水路の整備を行い、湛水被害解消に努めている。平成4年度からは県営土地改良総合整備事業により排水路及び農道の整備が実施され、さらに平成10年度からは用水のパイプライン化への事業変更を行い整備した。

今後は、農地の流動化及び集団化を進め大規模経営体、組織経営体の育成に努める。

ウ 作田地域

当地域は、昭和47年から県営大規模ほ場整備事業が開始され、30a区画、パイプライン方式のほ場が整備されており、本町では最も生産基盤条件の良好な地域である。

畑地も多く、ネギ・ダイコンなど露地野菜や飼料作物の生産が盛んである。しかし、兼業化の進行、農業従事者の高齢化等により生産基盤の優位性を活かしていきっていないのが現状である。

今後は、大規模土地利用型農業の展開が可能な地域のため、大区画を中心とした集落営農の積極的な推進を図る。

5 農業生産の現状と今後の誘導方法

(1) 水稻部門

ア 生産の現状

本町全域で作付け・生産されており令和3年の農業産出額は49千万円であり本町農業の基幹作物である。経営耕地面積約1ha程度の小規模、兼業型の農家が多く、水稻専業農家は少ない。このため、農業機械の過剰投資が目立っており経営を圧迫している。また、消費者の良食味米指向を反映してコシヒカリの作付けが際立っており気象条件に左右されやすい作付け体系となっている。

イ 今後の基本的な誘導方向

大規模生産基盤整備の推進と集落内の合意のもとに、稲作経営指向経営体の規模拡大を進めるとともに高性能稲作機械の導入や共同利用施設の設置を促進して、低コストな稲作経営の推進を図る。

(2) 園芸部門

ア 生産の現状

令和3年の農業産出額は77千万円である。また、施設園芸部門ではトマト・キュウリ・ナスを中心に栽培されており、出荷は農協の第一集出荷センターを中心に行い、市場での「九十九里ブランド」の確立を目指している。

露地園芸は作田地域を中心にネギ・ダイコン等が栽培されているが、作業が過重労働になること、価格の不安定等の問題から将来の農業経営に対し不安感を招いている者が少なくない。

花き類は農業経営体の数は少ないものの、年々施設化が進展し、先端技術を導入する者もみられるようになっている。

イ 今後の基本的な誘導方法

施設園芸では、農業協同組合の第一集出荷センターを中心に利用を促進し、市場での「九十九里ブランド」の確立を図る。また、ロボット接木や複合環境制御等の高度栽培技術の導入により高品質多収栽培を目指す。また、セル形式などの共同育苗施設の導入についても検討する。

露地園芸では作業の省力化のためポット育苗や移植機械の導入をするとともに労働力確保システムの確立を推進する。また、出荷作業の省力化や品質の平準化のため、選別・調製・出荷等を共同で処理するための共同選果場の整備を推進する。

(3) 畜産部門

ア 生産の現状

令和3年の農業産出額は21千万円となっており、本町の農業生産に占める割合は約13%となっている。

a 酪農

生乳生産量は、優良牛の確保や生産努力により1頭当たりの搾乳量の増加が見られるが、牛乳・乳製品の需要の停滞から生乳生産は過剰基調にある。また、遊休農地を活用した飼料作物の栽培がしやすくなっている。

b 肉用牛

飼養戸数は減少しているが飼養頭数は需要の増大を背景に増加傾向にあり、

肉質評価の高い肉専用種の比率が年々高まる傾向にある。

イ 今後の基本的な誘導方法

需要動向に即応した高品質な畜産物の安定生産を基本として、生産コストの低減や経営の合理化等により経営体質の強化を図り、飼料作物の効率的な生産技術の開発と優良品種の普及・拡大等により飼料自給率を高める。また、優良素牛の地域内供給を推進する。畜産経営に起因する環境汚染問題の発生を防止し、地域と共存する畜産経営の展開を図り、有機質肥料資源としての堆きゅう肥等の利用を促進するため、畜産農家と耕種農家との連携を強化し、環境保全型畜産を確立する。また、家畜伝染病の発生・蔓延防止のため防疫体制を整備強化し、家畜衛生対策を推進する。

6 効率的かつ安定的な農業経営体・高齢農家等の役割分担と誘導方向

効率的かつ安定的な担い手農家は、町農業生産の多くを担うものではあるが、高齢農家のもつ食料の安定供給や様々な公益的機能、さらには町の維持発展に欠かせない存在であり、担い手農家、高齢農家、土地持ち非農家との間に密接な連携と情報の供給が必要である。このため組織農業経営体等への参加や地域の活性化などを通じて役割分担を明確化にし、相互にメリットがあるように条件作りを推進する。

(1) 高齢農家などの農業経営体への参加

高齢農家は、農業経営体等に土地や労働力の提供を行い、その構成員として経営活動に参加し相互にメリットをもたらせるように、役割分担の調整等に努める。

(2) 高齢者・女性等による地域の活性化

高齢者や女性等が中心になり、地域農産物の直売や、加工による付加価値の添加による商品の開発・販売の普及に努める。

また、地域文化の伝承、都市住民との交流の企画・運営等の地域活性化の推進作りについて支援する。

(3) 快適な農村生活環境の形成

快適な農村環境を形成するためには、地域住民の合意の形成とその自主的な取り組みが不可欠である。

そこで、生活環境の現状点検や改善のための計画づくりとその実行等について住民の話合いによる合意の形成と役割分担の明確化等について支援

する。

第2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に町及び周辺市町で展開している優良事例をふまえて、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、具体的な営農類型については、37ページ以下の「九十九里町における効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（営農類型）」のとおりである。

営農類型の区分

個別経営体	1	（水稲専作）
個別経営体	2	（露地野菜専作：ねぎ）
個別経営体	3	（施設野菜専作：トマト＋キュウリ）
個別経営体	4	（酪農専業：牛乳）
個別経営体	5	（肉用牛専業：肉用牛）
個別経営体	6	（観光農業：イチゴ＋水稲）
個別経営体	7	（農産加工：餅加工等＋水稲）
組織経営体	1	（水稲専作：水稲＋加工等）
組織経営体	2	（水田農業：水稲＋麦＋大豆）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的目標

第1の基本的な方向で示したような目標を可能とする新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標として、九十九里町における主要な営農類型について区分すると次のとおりである。

営農類型の区分

- 1 個別経営体 1 露地野菜専作
- 2 個別経営体 2 施設野菜専作

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の特産品である水稻等の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山武農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、青年等就農計画の認定フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を始めようとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、山武農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供を行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関係の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携及び役割分担

町は、山武農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体と緊密な連携をとり、就農相談対応を行います。

山武農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種研修会等の実施専門家派遣による個別支援を行います。

個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、既ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア ($B/A \times 100$)	利用権設定 等面積
九十九里町	1, 0 0 0 h a	2 0 0 h a	2 0 %	1 7 0 h a

※注1

「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

※注2

目標年次は、おおむね10年先とする。

※注3

利用権設定等面積には、機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）。以下法という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地中間管理事業等の実施により農地の集約を図っていく。

(3) 関係団体等との連絡体制

町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町では、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、町農業の地域特性、即ち、土地利用型農業を中心としながら、農業従事者の高齢化、農業後継者不足などの問題を抱えるという特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むこととする。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するため必要な事業
これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、該当区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

町、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課農林水産係に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

2 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行なう個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を

含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 町への確約書の提出や町との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合においては、その法人の業務を執行する役員

のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3） 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産部省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、九十九里町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８） 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

（９） 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は

(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規程による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規程する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権及び使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規程による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)に④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規程による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

④ 町は、②の規程による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を町の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

⑤ 町が③の規程による公告をしたときは、②の規程による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑥ 農業委員会は、②の規程による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理事業の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化

その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方針を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - オ 実施地域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が

当該地域計画の達成に資するものであること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業

の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7） 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8） 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農場受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必索性について
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受委託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行なおうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。こ

のため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的な確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備にする。また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導を行うことにより再認定を図る。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業経営育成促進農業構造改善事業

農業生産の近代化・合理化、農村の活性化等農業構造の総合的改善を一層促進することを基本としつつ、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体（「プロ農家」）を育成し力強い地域農業を確立する。

イ 大規模複合営農モデル事業

今後の農業を取り巻く情勢の変化に対応するために、中核農家の農用地集積による経営規模の拡大を推進し生産の拡大を図るとともに、水稻、園芸、畜産などの多様な形態を結合し、農業の複合化による大規模な農業生産の確立、育成を併せて図る。

ウ 農業の担い手の育成事業

認定農業者を育成するために、町でも農地の流動化の推進と助成金の交付を行うと伴に農業機械、施設等の整備及び規模拡大に係わる助成を推進する。

また、誇りを持って農業に取り組む、意欲的な農業後継者を育成するため、各関係団体や他産業従事者との交流・研修会等の実施や自主的学習活動の発展によって高度な経営能力の養成を図る。農業後継者への配偶者対策は、関係団体との連携の基に相談体制の強化を図る。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実現する。具体的には、生産者との交流の場を設け農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって千葉県立農業大学校や農業事務所、町農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら巡回指導の他、年に1回は面接を行うことになり、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、山武農業協同組合が運営する直売施設農業協同組合山武郡市第一出荷センターへの出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成の指導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画を促し、就農準備資金・経営開始資金や農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習慣については千葉県立農業大学校等就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、JA組織、九十九里町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年8月23日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。

別紙 1（第 6 の 2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、第 6 の 2（7）②に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該に法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

（2）農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地をしてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 6 の 2 (2) の関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権の設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規程により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の農地の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算出する。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積</p>

<p>間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p>	<p>場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した金額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	---

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権

（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1. 作目毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営にかかる経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受諾者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受諾者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Ⅰの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するための高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>